

国内募集型企画旅行条件書

* お申込みに前に必ずお読みください

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 旅行契約

- 1) この旅行は(一社)東松山市観光協会(以下「当協会」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と国内募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 2) 当協会はお客様が、当協会の定める旅行日程に従って、運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 3) 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の設立時期

当協会は所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また、旅行契約は、当協会が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が 10 万円以上	旅行代金の 20%以上旅行代金まで
旅行代金が 6 万円以上 10 万円未満	20,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円以上 6 万円未満	10,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円未満	5,000 円以上旅行代金まで

当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当協会は申込みがなかったものとして取扱うことがあります。

旅行契約は、当協会らが契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当協会は可能な範囲でこれに応じます。申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

(申込条件)

- 1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- 2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)。あらためて当協会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 4) 前号のお申し出を受けた場合、当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- 5) 当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- 6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- 7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。
- 8) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- 9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 11) お客様が当協会らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- 12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当協会の信用を毀損し若しくは当協会らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- 13) その他当協会らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

3. 確定書面（最終旅行日程表）

確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名などを記載した確定書面（最終旅行日程表）を遅くとも旅行出発日の前日までにお渡しいたします。ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。

当協会が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前1の確定書面に記載するところに特定されます。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日（以下「基準日」といいます）より前にお支払いいただきます。また、基準日以降のお申込みの場合は、申込時又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金に含まれるもの

- 1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃、観光の料金、宿泊料金及び税、サービス料、食事の料金、税、サービス料
- 2) 添乗員付コースの添乗員の同行費用
- 3) その他「旅行代金に含まれるもの」と明示した費用

* 上記代金はおお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

6. 旅行代金に含まれないもの

第5項記載のもののほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 1) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- 2) クリーニング代、電報電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料
- 3) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- 4) ご自宅から集合地又は発着駅並びに発着空港までの交通費、宿泊費

7. 旅行契約の解除・払い戻し

【お客様によりる旅行出発前の解除】

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当協会の営業時間内にお受けします。

国内旅行の解除期日（旅行出発日の前日起算）	取消料（おひとり）	
	宿泊付旅行	日帰り旅行
21日前にあたる日以前の解除	無料	無料
20日目にあたる日以降 11日目にあたる日まで	旅行代金の20%	無料
10日目にあたる日以降 8日目にあたる日まで	旅行代金の20%	旅行代金の20%

7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%	旅行代金の30%
旅行出発の前日	旅行代金の40%	旅行代金の40%
旅行出発日	旅行代金の50%	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【お客様により旅行開始後の解除】

旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することが出来ます。

この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当協会の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

【当協会による旅行開始前の解除】

当協会は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- 1) お客様が、当協会があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- 2) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 4) お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 5) お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。

この場合、当協会は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあつては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

6) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

7) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【当協会による旅行開始後の解除】

当協会は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

- 1) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 2) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当協会の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

当協会が本項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

また、この場合において、当協会は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

8. 当協会の責任及び免責事項

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会又は当協会が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

お客様が次に例示するような事由により、損害を被った場合は、当協会は原則として本項1の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動
- ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- ③ 官公署の命令、伝染病による隔離
- ④ 自由行動中の事故
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮。

手荷物について生じた本項1の損害につきましては、本項1の規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円までといたします。

9. 個人情報の取扱について

当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のため

に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当協会は（1）当協会の商品やサービス、キャンペーンのご案内（2）旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い（3）アンケートのお願い（4）特典サービスの提供（5）統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

10. その他

- 1) ツアーの催行中止に拘らず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。
- 2) この旅行条件（抜粋）は各パンフレット発効日を基準とします
- 3) 旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

一般社団法人東松山市観光協会

埼玉県知事登録 旅行業第地域-1258号

国内旅行業務取扱管理者：ジョーンズ久子

〒355-0017 埼玉県東松山市松葉町 1-2-3 電話：0493-23-3344 FAX：0493-23-7775

メール：hm-kanko@bz03.plala.or.jp

<https://higashimatsuyama-kanko.com/>